

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等情報漏洩に対する対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十三条、第三十一条の六、第三十二条及び附則第三条、第六条の規定に基づき母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦等に対し、必要な資金を貸付及び償還を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
③システムの名称	母子寡婦福祉資金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表63の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表の主務省令」という。)第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号 別表63の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表42の項、125の項、161の項、第44条、第90条、第163条 ○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号 別表63の項 番号法別表の主務省令 第34条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども家庭局
②所属長の役職名	子ども家庭局長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066</p> <p>大阪府福祉部子ども家庭局子ども家庭企画課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 電話番号:06-6944-7539</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>大阪府福祉部子ども家庭局子ども家庭企画課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 電話番号:06-6944-7539</p>
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
[十分である]	
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、副本登録の際には、本人からのマイナンバーの取得を徹底している。</p> <p>また、下記の局面において特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード等の提出書類に記載された個人番号の入力 ・特定個人情報の記載がある書類の保管 ・個人番号が記載された書類の廃棄
[十分である]	
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
[○] [○] []	
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
[十分に行っている]	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>申請者からの申請に基づき、特定個人情報を入手するため目的外の入手が行われることはない。その上、事務に必要なない情報(申請者以外の個人番号)についてはマスキング等を行っている。また、団体内統合宛名システムへの入力にあたっては、常に複数人での作業及び確認を行うこととしている。</p> <p>さらに、団体内統合宛名システムへアクセスが可能な職員は利用者IDとパスワードによる利用者認証に加え、生体情報(静脈認証)を登録した者に限定しており、利用端末も制限している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
[十分である]	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I - 1 ②事務概要	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十三条、第三十一条の六、第三十二条及び附則第三条、第六条の規定に基づき母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金を貸し付ける。</p> <p>各福祉事務所等において申請受付・進達された申請について、内容を審査し適正と認められた者に対し貸付を決定し、各福祉事務所等を経由して通知する。</p> <p>なお、上記事務を行うにあたり年収や納税状況等の個人情報を取り扱う。</p> <p>また、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十三条、第三十一条の六、第三十二条及び附則第三条、第六条の規定に基づき母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦等に対し、必要な資金を貸付及び償還を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>②償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>	事後	
平成31年2月28日	I - 2	債権基本台帳	母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル	事後	
平成31年2月28日	I - 3 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一 43の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第34条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の43の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。) 第34条</p>	事後	
平成31年2月28日	I - 4 ②法令上の根拠	<p>○情報提供に係る根拠</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 26の項、87の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1号ト、同条第2号第4号から第5号、第44条1号ト、同条第2号から第5号</p> <p>○情報照会に係る根拠</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 63の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第34条第1号、同条第2号</p>	<p>○情報提供に係る根拠</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 26の項、30の項、87の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条</p> <p>○情報照会に係る根拠</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 63の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条</p>	事後	
平成31年2月28日	I - 5 ①部署	福祉部子ども室	福祉部子ども室家庭支援課	事後	
平成31年2月28日	I - 5 ②所属長	子ども室長 中岡恭子	子ども室長	事後	
平成31年2月28日	I - 7 請求先	<p>大阪府府民文化情報政策情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)</p> <p>〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階</p> <p>電話番号:06-6944-6066</p> <p>大阪府福祉部子ども室家庭支援課 貸付・手当グループ</p> <p>〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階</p> <p>電話番号:06-6944-7539</p>	<p>府民文化情報政策情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)</p> <p>〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066</p> <p>大阪府福祉部子ども室家庭支援課 貸付・手当グループ</p> <p>〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階 電話番号:06-6944-7539</p>	事後	
平成31年2月28日	II - 1 いつ時点の計数か	平成26年12月25日時点	平成31年1月24日時点	事後	
平成31年2月28日	II - 2 いつ時点の計数か	平成26年12月25日時点	平成31年1月24日時点	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策	—	追加	事後	
令和5年7月28日	I - 4 ②法令上の根拠	<p>○情報提供に係る根拠</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 26の項、30の項、87の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条</p> <p>○情報照会に係る根拠</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 63の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条</p>	<p>○情報提供に係る根拠</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 26の項、30の項、87の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条</p> <p>○情報照会に係る根拠</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 63の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条</p>	事後	
令和5年7月28日	I - 5 ①部署	福祉部子ども室	福祉部子ども家庭局	事後	組織改正に伴う修正
令和5年7月28日	I - 5 ②所属長の役職名	子ども室長	子ども家庭局長	事後	組織改正に伴う修正
令和5年7月28日	I - 7 請求先	<p>府民文化情報政策情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)</p> <p>〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066</p> <p>大阪府福祉部子ども室家庭支援課 貸付・手当グループ</p> <p>〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階 電話番号:06-6944-7539</p>	<p>府民文化情報政策情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター)</p> <p>〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066</p> <p>大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課 貸付・手当グループ</p> <p>〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 電話番号:06-6944-7539</p>	事後	組織改正及び移転に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	I-8 連絡先	大阪府福祉部子ども家庭支援課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階 電話番号:06-6944-7539	大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 電話番号:06-6944-7539	事後	組織改正に伴う修正
令和8年2月25日	I-5 評価実施機関における担当部署	①大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課	①福祉部子ども家庭局	事後	
令和8年2月25日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和8年2月25日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和8年2月25日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の43の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第34条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表63の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表の主務省令」という。)第34条	事後	
令和8年2月25日	I-4 ②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号 別表第二 26の項、30の項、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 ○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号 別表第二 63の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条	○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号 別表63の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表42の項、125の項、161の項、第44条、第90条、第163条 ○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号 別表63の項 番号法別表の主務省令 第34条	事後	
令和8年2月25日	I-7 請求先	府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066 大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 電話番号:06-6944-7539	府民文化部政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号:06-6944-6066 大阪府福祉部子ども家庭局子ども家庭企画課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 電話番号:06-6944-7539	事後	組織改正に伴う修正
令和8年2月25日	I-8 連絡先	大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 電話番号:06-6944-7539	大阪府福祉部子ども家庭局子ども家庭企画課 貸付・手当グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館 電話番号:06-6944-7539	事後	組織改正に伴う修正